

総合事業 で利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者**
- ①要支援1・2の認定を受けた方
 - ②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方



サービス内容

- 訪問型サービス

- ①介護予防型訪問サービス
入浴介助が必要な方や、認知機能の低下または退院直後で専門的なサービスが必要な方へホームヘルパーが訪問し、生活上の支援を行います。

- ②家事援助型訪問サービス
身体介護を伴わない、調理の援助を行います。



- 通所型サービス

- ①介護予防型通所サービス
通所介護施設で入浴介助と生活機能の向上のためのリハビリを提供します。

- ②閉じこもり予防型通所サービス
生活機能訓練や社会交流の場を提供します。また、閉じこもりや認知症予防等を目的としたレクリエーション、体操等を実施します。

一般介護予防事業

- 対象者** 65歳以上のすべての高齢者



- サービス内容**
- いきいき100歳体操
各町の公民館等を利用して、軽い重りを使った運動を行います。
 - さわやか元気教室
各町の公民館へ出向いて、介護予防教室を行います。
 - 脳いきいき麻雀くらぶ
脳の活性化を図るコミュニケーション麻雀と体操を行います。
 - 生き生き未来塾
介護予防体操などボランティア活動による地域づくりに取り組むサポーターを養成します。

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」についてのご相談は、下記の窓口へ！

小野市市民福祉部 高齢介護課

小野市王子町801番地
(福祉総合支援センター内)
TEL 63-1509 (直通)

小野市地域包括支援センター

小野市王子町801番地
(福祉総合支援センター内)
TEL 63-2174 (直通)

担当する
ケアマネジャー

小野市

保存版

いつまでも自分らしい生活を続けるために

介護予防・

平成29年4月スタート

日常生活支援総合事業

利用の手引き



要支援1・2の方への介護予防サービスなどが変わります！

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての方を対象とした、市が行う介護予防のための事業です。

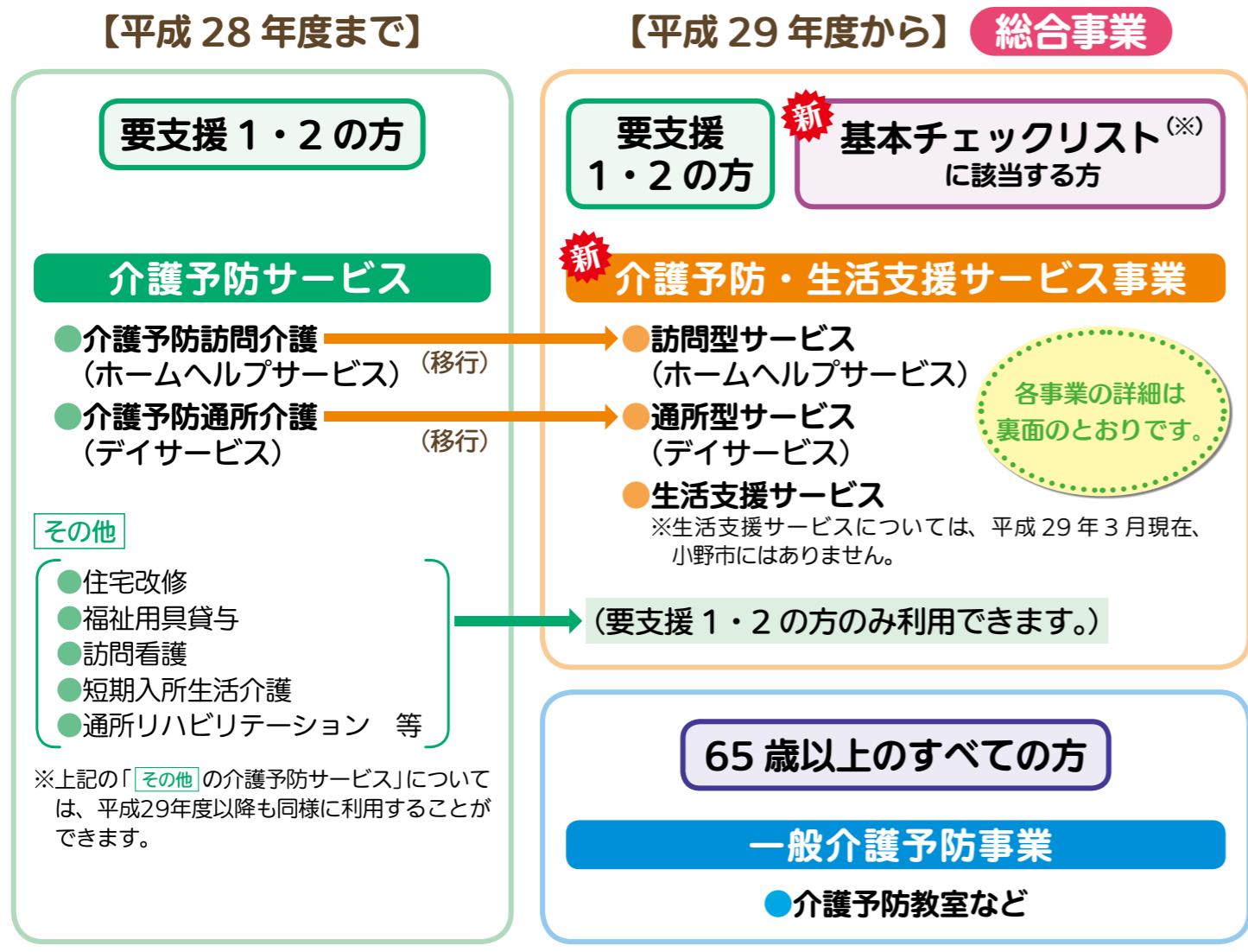
- ①要支援1・2の方が利用できる介護保険サービスのうち、「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が、市の実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。
- ②要介護認定がなくても、生活機能が低下していると判断された方は、訪問型サービス、通所型サービスを利用できるようになります。
- ③いままでの介護サービス事業者が行うサービスに加え、NPO法人やボランティア、地域の団体が行うサービスが可能となります。

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が平成29年4月からスタートします！！

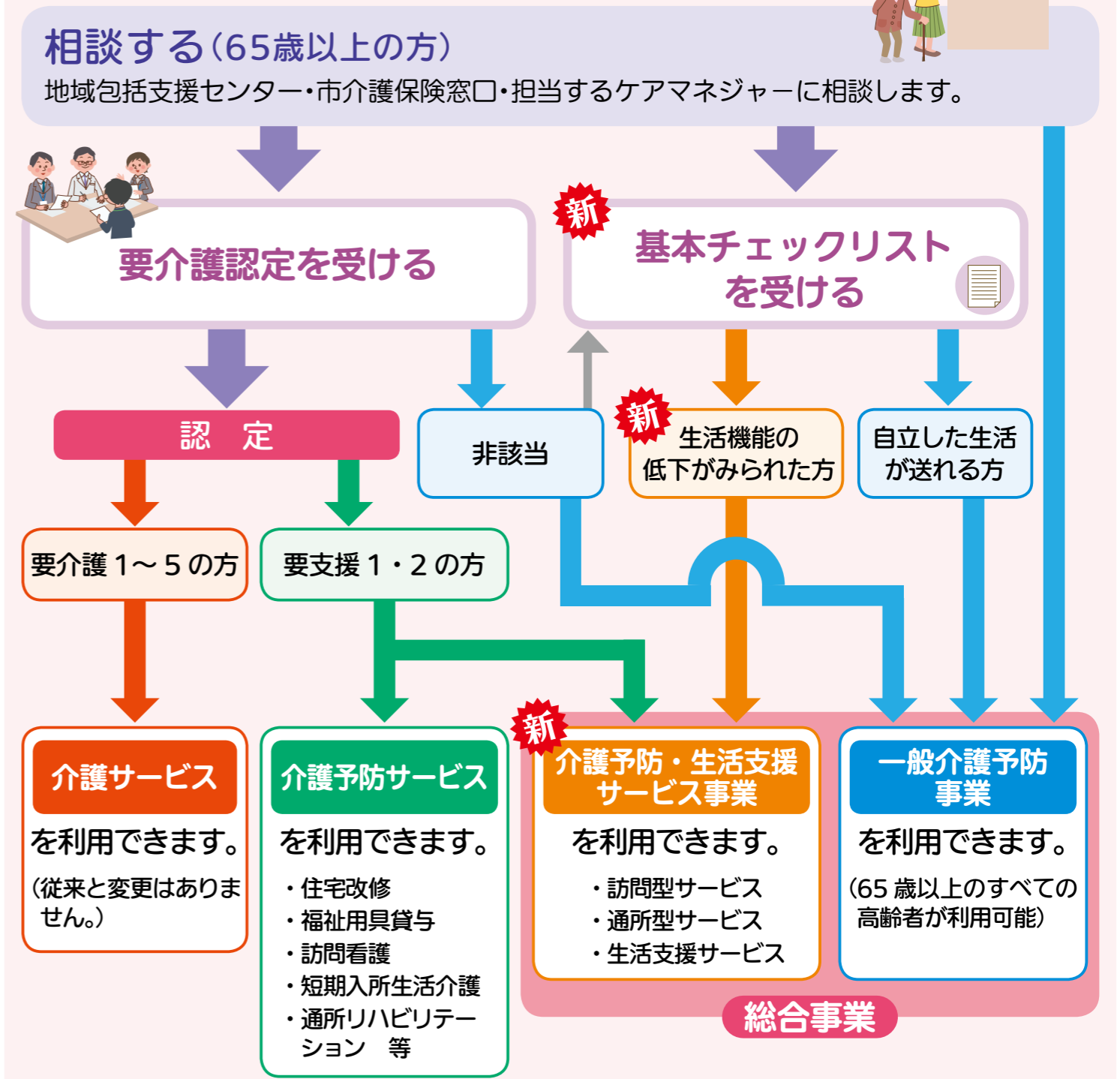
- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、**総合事業**）といいます）は、65歳以上のすべての方を対象とした、市が行う介護予防のための事業です。
- 要支援1・2の方に対する一部の介護予防サービスが、全国一律のサービスから変更になります。
- 介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。
- **総合事業**は、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」の二つからなります。

地域でいつまでも
いきいきと暮らすために…

「要支援1」「要支援2」「基本チェックリストに該当の方」向けのサービスが、以下のとおり変更・拡充されます。



総合事業 利用の流れ



（※）基本チェックリストとは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

- 基本チェックリスト（25項目の一部）**
- バスや電車で1人で外出していますか？
 - 転倒に対する不安は大きいですか？
 - 週に1回以上は外出していますか？
 - 今日が何月何日かわからない時がありますか？

※基本チェックリストで生活機能の低下がみられると判定されたあとでも、要介護認定を申請することができます。